

# 観光客誘客拡大事業 企画提案審査要領

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、観光客誘客拡大事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査方法、審査項目等に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査方法

- (1) 審査は、原則として参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに得点を付し、審査委員会で合計した総得点により得点が上位の者を受託候補者として選定する。  
 なお、最高得点に同数が出た場合は、見積額がより廉価であった事業者を受託候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会において合議のうえ決定する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

## 3 審査項目、審査観点及び配点

委員は提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容について、下記の審査項目及び審査観点に従い審査する。

審査項目及び審査観点			配点				
			非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1	実施体制	会社概要・組織体制	10	8	6	4	2
		これまでの実績	10	8	6	4	2
2	業務内容	仕様に基づき、趣旨・目的を十分に理解した提案となっているか。	20	16	12	8	4
		効果的かつ効率的に情報発信されているか。	20	16	12	8	4
		東北六県の県民に対して多数の効果が得られる内容となっているか。	20	16	12	8	4
		他に優れ、特に評価すべき内容が盛り込まれているか。	10	8	6	4	2
3	経費	積算単価、数量、提案内容の整合性がとれているか。	10	8	6	4	2
合計			100点満点				